

火災被災者支援ガイドブック

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、火災による被災後、生活再建するにあたって各種手続き等についてまとめたものとなります。各種支援等を受ける際の参考としてご利用ください。



真岡市

<目 次>

1	り災証明書の交付について……………	P 1
2	災害見舞品等の支給について……………	P 2
3	生活福祉資金貸付事業について……………	P 4
4	火災被災者の市営住宅の一時使用について……	P 7
5	固定資産税・都市計画税の減免について……………	P 8
6	市県民税の減免・森林環境税の免除について…	P 9
7	健康保険証の再発行について……………	P11
8	火災廃棄物の処理について……………	P12
9	水道の使用について……………	P13
10	準要保護就学援助費について……………	P14

1 り災証明書の交付について

り災証明書は、火災があったことについて消防署で証明するものです。

火災保険金の請求、税金の減免、焼け跡の片付け等の手続きをする際に、り災証明書が必要になる場合があります。

※ただし、消防署が調査を行った火災に限ります。

【対象者】

火災被害を受けた建物・物件の所有者、管理者、占有者及び担保権者、その他

【申請時に必要なもの】

代理人が申請する場合は、委任状が必要になります。

(申請時に身分証明書を提示していただきます。)

【お問い合わせ先】

お住まいの地域により管轄する署が分かれています。火災調査を担当した署（真岡消防署、西分署、二宮分署のいずれか）から申請について説明がありますので、担当署までお問い合わせください。

真岡消防署 TEL：82－3161

西分署 TEL：83－2424

二宮分署 TEL：74－0537

2 災害見舞品等の支給について

1 日本赤十字社による災害救援物資の交付

日本赤十字社栃木県支部真岡市地区では、火災等により住宅を失った世帯に対し、被災者の生活と健康の維持向上を目的として、次のような災害救援物資を支給しています。

支給品目	被災区分	個数等
毛 布	全焼・半焼	世帯人数分
布 団		
緊急セット		家族数 1～4 人：1 個 5 人以上：2 個

※火災が深夜・休日等の場合は、翌日以降の対応となる可能性があります。

2 災害見舞金・弔慰金等の支給

火災により住居が被災された世帯に対して、次のような災害見舞金・弔慰金等を支給しています。

実施主体	被災区分等	金額
真 岡 市 社 会 福 祉 課	全 焼	30,000 円
	半 焼	20,000 円
	部 分 焼	10,000 円
	非住家屋の災害	10,000 円
日 本 赤 十 字 社	死亡者 1 人につき	10,000 円

【お問い合わせ先】

社会福祉課 社会福祉係 TEL：81－6943

実施主体	被災区分等	金額
真岡市 社会福祉協議会	全焼	10,000 円
	半焼	5,000 円
栃木県共同募金会	全焼	10,000 円
	半焼	5,000 円
	死亡者 1 人につき	10,000 円

【お問い合わせ先】

真岡市社会福祉協議会 TEL：82－8844

3 生活福祉資金貸付事業について

1 福祉資金 福祉費（災害援護資金）の貸付

災害による被害を受けたことにより、臨時に必要な経費を貸し付けます。

貸付上限額：150万円

据置期間：6ヶ月

償還期間：7年以内

連帯保証人及び貸付利子：「連帯保証人あり」の場合は無利子

※「連帯保証人なし」の場合は据置期間経過後、年1.5%

【対象者】

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯のいずれかに該当する世帯

【申請時に必要なもの】

- (1) 借入申込書等
- (2) 官公署が発行する被災証明
- (3) 被害が分かる写真・見積書等

※詳細については真岡市社会福祉協議会にお問い合わせください。

2 福祉資金 緊急小口資金の貸付

緊急時かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった世帯が、資金の貸付によって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付する制度です。

貸付上限額：10万円

据置期間：2ヶ月

償還期間：12月以内（月賦）

貸付利子：無利子（延滞利子は年3%）

連帯保証人：不要

【対象者】

原則として、低所得世帯であり、火災による被災によって生活費が必要な世帯

【貸付の要件】

原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること。

【申請時に必要なもの】

- (1) 借入申込書等
- (2) 官公署が発行する被災証明

※詳細については真岡市社会福祉協議会にお問い合わせください。

【その他】

・生活福祉資金貸付事業につきましては、実施主体の栃木県社会福祉協議会において審査があります。真岡市社会福祉協議会では、相談・書類の受付を行っております。

【お問い合わせ先】

真岡市社会福祉協議会 TEL：82－8844

4 火災被災者の市営住宅の一時使用について

真岡市では火災により住宅に困窮する市民に対し、被災者の自立した生活を支援することを目的として、真岡市営住宅（駐車場合む）の使用を一時的に許可することで住宅の確保を図っています。

※部屋の状況によっては、使用までに時間がかかる場合があります

【期 間】

6ヶ月（但し、市長が認めた場合は1度限り6ヶ月まで延長可。）

【対象者】

- ① 市内に住所を有する者であること。
- ② 他に避難先を確保できないこと。
- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

【申請時に必要なもの】

一時使用の許可を受ける際、被災後 1ヶ月以内に以下の書類を提出する必要があります。

- (1) 一時使用をしようとする者の住民票の写し
- (2) 罹災証明書
- (3) 誓約書（様式第1号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ先】

建設課 建築住宅係 TEL：83－8694

5 固定資産税・都市計画税の減免について

火災により所有している家屋が全焼、半焼等の損害を受けた場合、固定資産税・都市計画税が減免されることがあります。

【対象者】

被災した家屋の固定資産税・都市計画税納税義務者

【減免の要件】

被災した家屋の被害が当該家屋の価格の10分の2を超える場合
但し、減免対象となるのは、火災の発生した日以降の納期に係る納付額（未納分のみ）

【申請時に必要なもの】

- (1) 固定資産税減免申請書
- (2) 被災証明書（写し可）

【お問い合わせ先】

税務課 固定資産税係 TEL：83-8114

6 市県民税の減免・森林環境税の免除について

火災等により所有している住宅又は家財が損害を受けた場合、市県民税の減免・森林環境税の免除を受けられる場合があります。

※住宅とは、納税義務者が居住用として使用している住宅をいい、別荘や店舗、事務所等は含みません。

【対象者】

被災した住宅又は家財を所有する市県民税・森林環境税納税義務者

【減免・免除の要件】

被災により住宅又は家財に受けた損害金額が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、前年の合計所得金額が1,000万円以下で、税額の納付が困難と認められる場合には、市県民税の減免・森林環境税の免除を受けられる場合があります。

面談を実施し、被災状況の確認や資産状況・預貯金等の調査、及び収入状況（生計を一にする親族等も含む）を審査した上で判断いたします。

※申請される前に一度、税務課市民税係までご相談ください。

【減免・免除の対象税額】

火災等の発生した日以降の納期に係る納付額（未納分のみ）

【申請時に必要なもの】

- (1) 市県民税減免・森林環境税免除申請書
- (2) 収入・支出状況等申告書
- (3) 現在の収入状況等が分かるもの（源泉徴収票・雇用保険の受給資格者証・収入内訳書・通帳など）
- (4) 罹災証明書（写し可）

【お問い合わせ先】

税務課 市民税係 TEL：83－8113

7 健康保険証の再発行について

1 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証の再発行

国民健康保険制度は、他の医療保険制度に加入されていないすべての住民の方を対象とした医療保険制度です。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害を有する65歳以上74歳以下の方が加入する医療制度です。

【対象者】

火災により保険証等を焼失、破損、紛失された方

【申請時に必要なもの】

- (1) マイナンバーカード
- (2) 写真付きの身分証明書（免許証など）

※ない場合は、診察券、キャッシュカードなど数点が必要となります。

【その他】

令和6年12月2日より、紙の保険証の発行が終了するため、保険証と同じ役割を持つ「資格確認書」が交付されるようになります。

マイナンバーカードと保険証を連携されている方は、「マイナ保険証」をご利用いただくことも可能です。

健康保険に関する手続きのほか、国民年金や保険料についてのご相談も受け付けています。詳しくは窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国民年金課	国民健康保険係	TEL：83－8123
	高齢者医療係	TEL：83－8593
	国民年金係	TEL：81－3534

8 火災廃棄物の処理について

居住していた住宅が火災に遭われた場合、火災により生じた一般廃棄物は、一部を除き、芳賀地区エコステーションでの処理手数料を減免して搬入することができます。

【対象者】

実際に居住していた住宅（持ち家又は借家）が火災により、全焼、半焼、部分焼等の被害を受けた者

※アパート、貸家等の所有者は除く。（ただし、所有者がそこに居住していた場合は、自己の住宅部分のみ対象。）

【手続きの流れ】

- (1) 環境課へ連絡し、現場確認の日程調整をしてください
- (2) 環境課及び芳賀地区エコステーションの担当者が、り災現場の確認をし、廃棄物の処理方法や減免対象の判定について、協議を行います。
※解体・搬入業者の立ち会いも併せてお願いします。
- (3) 協議後、廃棄物の搬入を開始していただきます。なお、最初の搬入の際に、り災証明書と一般廃棄物処理手数料減免申請書を芳賀地区エコステーションに提出してください。

【申請時に必要なもの】

- (1) り災証明書
- (2) 一般廃棄物処理手数料減免申請書

※芳賀地区エコステーションの受付窓口へ提出してください

【お問い合わせ先】

環境課ごみ減量係	TEL：83－8126
芳賀地区エコステーション	TEL：81－1244

9 水道の使用について

1 水道使用量の認定について

火災によって漏水があった時は、水道使用量の認定を行います。

※「真岡市水道使用水量認定要綱」に基づく

【対象者】

火災によって、住家等から漏水をした者

【申請時に必要なもの】

- ・水道使用水量認定申請書

2 水道使用の中止について

火災によって住家等の水道を使用しなくなった場合、契約している水道の解除手続きを行います。

※「真岡市水道事業給水条例施行規則」に基づく

【対象者】

火災によって、住家等の水道を使用しなくなった者

【申請時に必要なもの】

- ・給水中止届

【お問い合わせ先】

上下水道部水道課料金担当

TEL：83－8166

10 準要保護就学援助費について

真岡市では、市内にお住まいで真岡市立小・中学校にお子さまを通わせている保護者の方を対象に、学校でかかる経費の一部を援助する就学支援制度を行っています。援助を希望される方は、学校へ申し出てください。火災によって被災された世帯も対象となる場合があります。

【対象者】

- ① 生活保護に準ずる程度の低所得世帯（世帯の合計所得が真岡市教育委員会で定める基準以下）で援助が必要と認められる場合
- ② 主たる生計者の死亡、解雇、災害等の事情により、収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合

【申請時に必要なもの】

- ・ 就学援助費受給申請書

【お問い合わせ先】

学校教育課総務係 TEL：83－8180